

鉄道事業法

1. 案内情報

手続名 : 工事施行の認可
手続根拠 : 鉄道事業法第8条第1項
手続対象者 : 鉄道事業者
提出時期 : 免許の際に指定する期限まで
提出方法 : 申請書を作成し、管轄する地方運輸局担当課へ提出して下さい。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 鉄道事業法施行規則第10条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付してください。
申請書様式 : 工事施行認可申請書
記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局鉄道部技術課	011-290-2733
東北運輸局鉄道部技術課	022-791-7528
新潟運輸局鉄道部技術第一課、二課	025-244-6117
関東運輸局鉄道部技術第一課、二課	045-211-7241~2
中部運輸局鉄道部技術第一課、二課	052-952-8032~3
近畿運輸局鉄道部技術第一課、二課	06-6949-6441~2
中国運輸局鉄道部技術課	082-228-8797
四運輸局鉄道部技術課	087-835-6361
九州運輸局鉄道部技術課	092-472-2520

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課

3. 手続情報

審査基準 : 鉄道事業法第8条第2項

標準処理期間 : 5月

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)